

# 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」の一部改正

## 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次 (略)</p> <p>I 大気汚染状況の常時監視の目的  <u>都道府県及び政令市(以下「都道府県等」という。)</u>において継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。</p> <p>II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 測定局の数及び配置  (1) 測定局数  上記1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。<u>都道府県と政令市は、協議の上、それぞれ当該都道府県(政令市の区域を除く。)</u>又は当該政令市における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。</p> <p>注) 望ましい測定局数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から定めるものであることから、車道局など、人が通常生活していない地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況</p>	<p>目次 (略)</p> <p>I 大気汚染状況の常時監視の目的  <u>都道府県等</u>において継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。</p> <p>II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 測定局の数及び配置  (1) 測定局数  上記1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。<u>都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県</u>における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。</p> <p>注) 望ましい測定局数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から定めるものであることから、車道局など、人が通常生活していない地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況</p>

改正後	改正前
<p>の判断に使用されない測定局の数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を示すものであることから、以下のような特殊な目的を有する測定局の数も含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握</li> </ul> <p>ア 全国的視点から必要な測定局数の算定</p> <p>① 人口及び可住地面積による算定</p> <p>大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県等ごとの測定局数のうち、数の少ない方を都道府県等ごとの基本的な測定局数とする。</p> <p>(a) 人口 <u>10万人</u> 当たり 1つの測定局を設置する。</p> <p>(b) 可住地面積 <u>33 km<sup>2</sup></u> 当たり 1つの測定局を設置する。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整</p> <p>都道府県等の測定局のうち、過去3年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県等においては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県等においては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県等においては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定項目ごとの測定局数とする。</p> <p>「高」：環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の7割を超える。</p> <p>「中」：環境基準等を達成しているが、基準値の3割を超え、かつ、7割以下。</p>	<p>の判断に使用されない測定局の数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を示すものであることから、以下のような特殊な目的を有する測定局の数も含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握</li> </ul> <p>ア 全国的視点から必要な測定局数の算定</p> <p>① 人口及び可住地面積による算定</p> <p>大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県等ごとの測定局数のうち、数の少ない方を都道府県等ごとの基本的な測定局数とする。</p> <p>(a) 人口 <u>75,000人</u> 当たり 1つの測定局を設置する。</p> <p>(b) 可住地面積 <u>25 km<sup>2</sup></u> 当たり 1つの測定局を設置する。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整</p> <p>都道府県等の測定局のうち、過去3年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県等においては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県等においては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県等においては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定項目ごとの測定局数とする。</p> <p>「高」：環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の7割を超える。</p> <p>「中」：環境基準等を達成しているが、基準値の3割を超え、かつ、7割以下。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>「低」：環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>注) 調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。</p> <p>③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整</p> <p>(a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素 ①及び②で算定された数を測定局数とする。</p> <p>ただし、自動車 NOx・PM 法により定めた対策地域を含む<u>都道府県等</u>にあつては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね 4/3 の数を測定局数とする。</p> <p>また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない<u>都道府県等</u>にあつては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね 2/3 の数を測定局数とする。</p> <p>(b)、(c) (略)</p> <p>イ 地域的視点から必要な測定局数の算定</p> <p>① (略)</p> <p>② 社会的状況の勘案 (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該都道府県等以外からの越境汚染による影響への対応 当該都道府県等以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県等又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。</p> <p>(c)～(f) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 測定局の配置</p>	<p>「低」：環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>注) 調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。</p> <p>③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整</p> <p>(a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素 ①及び②で算定された数を測定局数とする。</p> <p>ただし、自動車 NOx・PM 法により定めた対策地域を含む<u>都道府県</u>にあつては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね 4/3 の数を測定局数とする。</p> <p>また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない<u>都道府県</u>にあつては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね 2/3 の数を測定局数とする。</p> <p>(b)、(c) (略)</p> <p>イ 地域的視点から必要な測定局数の算定</p> <p>① (略)</p> <p>② 社会的状況の勘案 (略)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該都道府県以外からの越境汚染による影響への対応 当該都道府県以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。</p> <p>(c)～(f) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 測定局の配置</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)の規定により算定された測定局数は、<u>都道府県等</u>ごとの望ましい測定局の総数を示したものであり、具体的に測定局をどの地点に配置するかについては、測定局数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各<u>都道府県等</u>において適切に決定する。測定局は以下の2つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8. (略)</p> <p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 有害大気汚染物質等に係る常時監視</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 測定地点の数及び選定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 測定地点数</p> <p><u>都道府県と政令市は、協議の上、それぞれ当該都道府県（政令市の区域を除く。）又は当該政令市における望ましい測定地点数の水準を決定するものとする。</u>望ましい測定地点数の水準は、全国標準監視地点と地域特設監視地点のそれぞれについて、以下のとおり算定する。</p> <p>① 全国標準監視地点の測定地点数の算定</p> <p>ア 人口及び可住地面積による測定地点数の算定</p> <p>有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物（以下「有害大気汚染物質等」という。）による大気汚染の防止に関する施策その他の措</p>	<p>(1)の規定により算定された測定局数は、<u>都道府県</u>ごとの望ましい測定局の総数を示したものであり、具体的に測定局をどの地点に配置するかについては、測定局数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各<u>都道府県及び政令市</u>において適切に決定する。測定局は以下の2つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</p> <p>①、② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～8. (略)</p> <p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 有害大気汚染物質等に係る常時監視</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 測定地点の数及び選定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 測定地点数</p> <p><u>都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における望ましい測定地点数の水準を決定するものとする。</u>望ましい測定地点数の水準は、全国標準監視地点と地域特設監視地点のそれぞれについて、以下のとおり算定する。</p> <p>① 全国標準監視地点の測定地点数の算定</p> <p>ア 人口及び可住地面積による測定地点数の算定</p> <p>有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物（以下「有害大気汚染物質等」という。）による大気汚染の防止に関する施策その他の措</p>

改 正 後	改 正 前
<p>置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康への被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。このような基本的な考え方に基づき、有害大気汚染物質等の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県等ごとの測定地点数のうち、数の少ない方を都道府県等ごとの基本的な測定地点数とする。</p> <p>(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定地点を選定する。  (b) 可住地面積 25km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定地点を選定する。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定地点数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>イ、ウ (略)  ② (略)</p> <p>(3) 測定地点の選定</p> <p>(2) の規定により算定された測定地点数は、都道府県等ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県等において適切に決定する。測定地点は、測定項目ごとに以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3～8. (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p>置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康への被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。このような基本的な考え方に基づき、有害大気汚染物質等の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県等ごとの測定地点数のうち、数の少ない方を都道府県等ごとの基本的な測定地点数とする。</p> <p>(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定地点を選定する。  (b) 可住地面積 25km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定地点を選定する。</p> <p>なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定地点数の調整を行うこともできることとする。</p> <p>イ、ウ (略)  ② (略)</p> <p>(3) 測定地点の選定</p> <p>(2) の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は、測定項目ごとに以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3～8. (略)</p> <p>別添 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>附則（平成17年6月29日） 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成19年3月29日） 平成17年6月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成22年3月31日） 1. 平成19年3月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。  2. Ⅲの2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後3年を目途に見直しを行うこととする。</p> <p>附則（平成23年7月1日） 1. 平成22年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。 2. 本通知は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附則（平成25年8月30日） 1. 平成23年7月1日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成1</p>	<p>附則（平成17年6月29日） 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成19年3月29日） 平成17年6月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（平成22年3月31日） 1. 平成19年3月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。  2. Ⅲの2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後3年を目途に見直しを行うこととする。</p> <p>附則（平成23年7月1日） 1. 平成22年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。 2. 本通知は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附則（平成25年8月30日） 1. 平成23年7月1日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成1</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3年5月21日環管大第177号、環管自第75号)」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成26年4月1日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合にあっては、平成26年度から3年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。</p> <p>附則（平成28年9月26日） 本通知は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から適用する。</p> <p>附則（令和4年3月31日） 1. 平成28年9月26日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（令和5年11月9日） 1. 令和4年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、令和6年4月1日から適用する。ただし、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、当分の間、有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成9年2月12日環大規第27号、令和5年5月19日最終改正）によるクロム及びその化合物の全量（クロム換算値）の測定をもって代えることができる。</p>	<p>3年5月21日環管大第177号、環管自第75号)」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、平成26年4月1日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合にあっては、平成26年度から3年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。</p> <p>附則（平成28年9月26日） 本通知は、平成30年4月1日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）から適用する。</p> <p>附則（令和4年3月31日） 1. 平成28年9月26日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>附則（令和5年11月9日） 1. 令和4年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</p> <p>2. 本通知は、令和6年4月1日から適用する。ただし、クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、当分の間、有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成9年2月12日環大規第27号、令和5年5月19日最終改正）によるクロム及びその化合物の全量（クロム換算値）の測定をもって代えることができる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>附則（令和8年5月29日） <u>令和5年11月9日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。</u></p>	